

運営指導等における主な指摘事項
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

1. 運営に関する事項

(身体拘束)

- ① 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、次の事項に留意すること。
- ア 「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録すること。
- イ 実施にあたっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(勤務体制)

- ② 事業所ごとに従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、管理者の兼務関係を明確にした毎月の勤務表を作成すること。

(ハラスメント)

- ③ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じること。また次の内容については特に留意すること。
- ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(業務継続計画)

- ④ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）について、次の必要な措置を講じること。
- ア 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。
- イ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施すること。
- ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(衛生管理等)

- ⑤ 感染症の予防及びまん延の防止のために次の必要な措置を講じること。
- ア 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知すること。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施すること。

(介護・医療連携推進会議)

⑥ 介護・医療連携推進会議について、次の事項に留意すること。

ア おおむね6月に1回以上、同会議を開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

イ 同会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表すること。

ウ 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自らが提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこと。

(苦情)

⑦ 苦情相談を受けた場合は、苦情相談等の内容を記録し、保存すること。

(事故)

⑧ 事故が発生した場合には、次の事項に留意すること。

ア 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保存すること。

イ 事故の原因を解明し、再発防止に向けての対策を講じること。

ウ 市に報告が必要な事故については、漏れなく報告すること。

(補足等)

④について、業務継続計画が未策定の場合、令和7年4月1日から業務継続計画未策定減算が適用されるため必ず策定すること。また、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算には該当しないが、その趣旨に鑑み、適切に実施すること。

⑥について、集団指導資料の西宮市からの伝達事項【資料2 運営推進会議の実施について】及び【資料3 運営推進会議を活用した評価の実施、外部評価の受審について】も合わせて確認すること。なお、介護・医療連携推進会議を開催した場合は、開催後1か月以内に開催報告書を市に提出すること。

⑦及び⑧について、集団指導資料の西宮市からの伝達事項【資料6 介護サービス事業者等における事故等発生時の報告及び苦情等の取扱いについて】に詳細を掲載しているので、合わせて確認すること。

2. 介護報酬の算定及び取扱いに関する事項

(加算算定)

① サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施すること。

イ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議をおおむね1月に1回以上開催し、全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が参加すること。また、会議の開催状況については、その概要を記録すること。

ウ 全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を少なくとも1年以内ごとに1回実施すること。また、健康診断の検査項目が労働安全衛生法による定期健康診断の項目に適合しているかを確認し、検査項目に不足がある場合には、事業所負担にて不足項目の検査を受けさせること。

エ 人材要件については、職員の割合が年度ごとに要件を満たすことを確認し、確認時に得た証憑書類を保管すること。

(虐待防止措置未実施減算)

② 虐待の発生又はその再発を防止するための取組について、次の事例に該当する場合は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない事実が生じた月（運営指導を実施した月）の翌月から改善が認められた月（改善状況を西宮市が認めた月）まで、利用者全員について、虐待防止措置未実施減算を適用すること。

ア 虐待防止委員会を年1回以上開催していない。

イ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない。

エ 虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない。

(補足等)

②について、要件を欠くと全利用者について減算となるため、定期的に全ての措置が講じられているかの確認を行うこと。また、西宮市ホームページ（ページ番号：87423659）にて「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について」を掲載しているので、合わせて確認すること。

3. 人員に関する事項

(人員配置)

- ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたる者で資格要件が必要な職種について、雇用契約時に資格者証を確認し、写しを保存すること。
- ② オペレーターの資格要件を満たさない従事者が、オペレーター業務に従事していた。定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じ1以上オペレーターを配置すること。

(補足等)

①について、従事させる前までに資格要件が必要な職種については、資格者証等の写しを提出させ、写しを保存すること。過去には、無資格者によるサービス提供が不正請求と認められ、行政処分となった事例もある。行政処分を受けると、事業所の取消、効力停止及び加算金を加えた報酬の返還など利用者や事業所に多大な影響を及ぼすことになるため、資格が必要な従業者については、資格者証等において、有効な資格であるか等を必ず確認すること。

4. 処遇に関する事項

(地域との連携)

- ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うこと。

(サービスの提供記録)

- ② サービス提供記録について、次の事項に留意すること。
 - ア 定期巡回サービスと随時訪問サービスが混在しているものが散見されたため、明確に区分すること。
 - イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるサービスとサービス付き高齢者向け住宅において実施する生活支援サービスを明確に区分して記録すること。

(補足等)

②について、同一法人が運営するサービス付き高齢者向け住宅において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、サービス付き高齢者向け住宅のサービスと定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの内容を明確に区分すること。そのため、重要事項説明書や契約書においてそれぞれのサービス内容を明確に規定し、利用契約の際は懇切丁寧に説明することが必要である。

以上